

令和2年11月20日

卵通信ニ Vol.3 (技術編)

【ストロー印字】と【家畜体外受精卵証明書表記】の一部が変更になりましたのでご承知ください

令和2年10月1日より施行された、家畜改良増殖法の一部を改正する法律および家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に基づき、当団で生産、販売する体外受精卵に関して、家畜体外受精卵証明書とストロー印字を一部変更しました。技術者皆様および生産者の皆様はご確認ください。

なお、今回の変更は家畜改良増殖法施行規則第42条及び同43条によります。
変更した点は下記のとおりです。

1. 体外受精卵ストローへの表示の変更

(1) 凍結体外受精卵

◆変更点

- ・家畜改良事業団家畜バイテクセンターの家畜人工授精所管理番号「130041」が新しく追加されました。

◆注意点

- ・法改正の施行前 令和2年9月30日以前に凍結した体外受精卵については従来どおりの印字です。

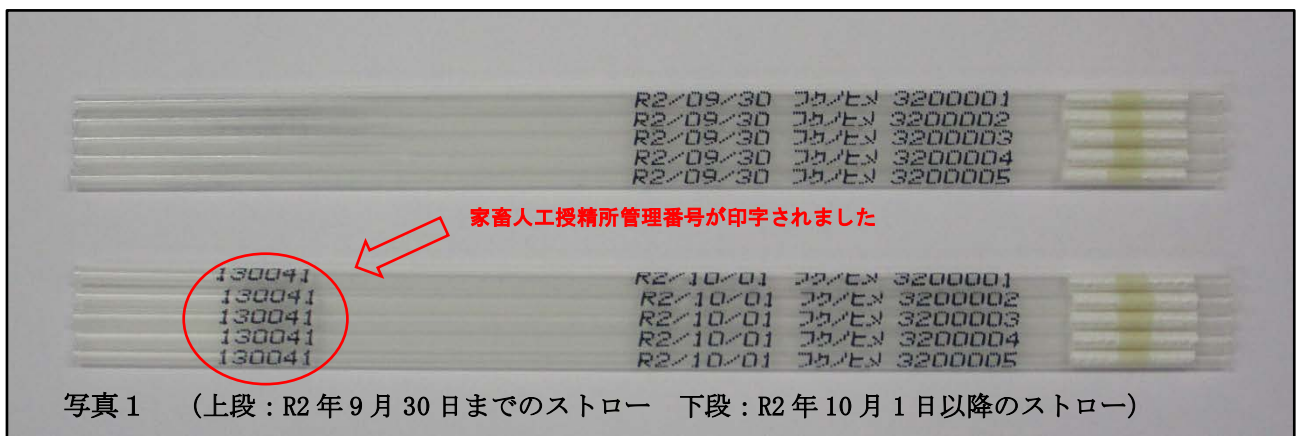


写真1 ストロー印字の変更サンプル

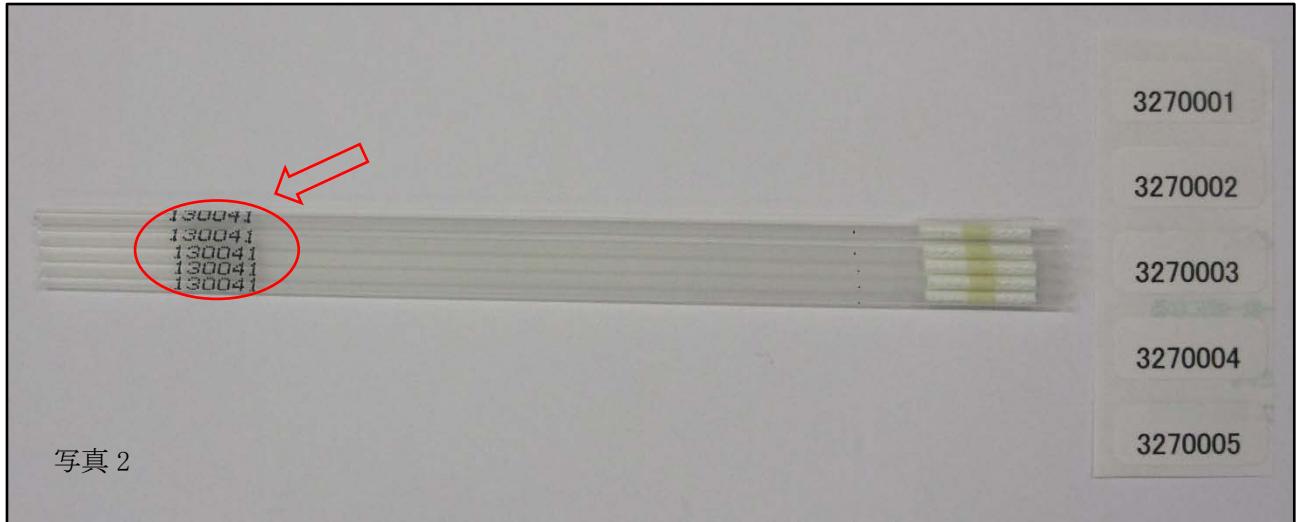
<http://liaj.or.jp>



(2) 新鮮体外受精卵

◆変更点

- ・従来、新鮮体外受精卵には MGS+の種雄牛名のみ印字していましたが、凍結体外受精卵同様、家畜人工授精所管理番号を印字し、家畜体外受精卵証明書番号は当該番号のシールを体外受精卵と一緒に送ります。（写真2 参照）



※使用されなかったストローと証明書番号シールはご返却ください。

- ・移植が終了しましたら、ストローの印字の無い部分にシールを貼付し保管してください



2. 家畜体外受精卵証明書の変更（登記可能体外受精卵および登録可能体外受精卵のみ）

◆変更点

- ・卵巣を採取した雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）の欄に、雌畜の個体識別番号を表示する欄が追加されました。

※登記ができない体外受精卵については空欄（斜線）になります。

(旧証明書) 移行期間措置として

卵巣を採取した雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）	名	前	
			ここに（個体識別番号）を表記
	家畜登録機関名及び登録番号		
	品	種	

(新証明書)

卵巣を採取した雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）	名	前	
	家畜登録機関名及び登録番号		
	品	種	
			（個体識別番号）

新たに追加された欄（個体識別番号）

なお、令和2年度は証明書記載の移行期間措置とし、卵巣を採取した雌畜名前の下部余白に表記いたします。